

議員提出議案第 3 号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

平成 2 1 年 2 月 1 8 日

川崎市議会議長 楠 木 茂 哉 様

提出者	川崎市議会議員	大 島 明
	〃	東 正 則
	〃	嶋 崎 嘉 夫
	〃	廣 田 健 一
	〃	松 原 成 文
	〃	潮 田 智 信
	〃	粕 谷 葉 子
	〃	西 讓 治
	〃	小 林 貴美子
	〃	岩 崎 善 幸
	〃	後 藤 晶 一
	〃	竹 間 幸 一
	〃	佐 野 仁 昭

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例
の一部を改正する条例

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成 20 年川崎市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「及び特別委員会」を「、特別委員会及び川崎市議会会議規則（昭和 31 年川崎市議会規則第 1 号）第 124 条第 1 項又は第 2 項の規定により設けられた協議等の場」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、川崎市議会議員が会議規則で定める協議等の場
に出席したときに費用弁償を支給することとするため、この条例を制定するもの
である。